

管理組合 だけでなく

中小管理会社も対象

法的トラブル リスクをカバー

法務費用保険 来年1月発売

弁護士着手金など補償

エール少額短期保険

裁判トラブルに巻き込まれた際、弁護士に支払う着手金や日当、手数料、報酬金費用をカバーする「法務費用保険」が来年1月に発売される。保険を開発したエール少額短期保険(本社 東京)の橋爪知司社長は「訴えられた場合だけでなく、自ら訴訟を起す際も保険金が支払われる」と説明する。もともと顧問弁護士を持たない中小企業を法的トラブルから守る狙いで開発された経緯があるが、ここ数年で訴訟リスクが高くなっているといわれる管理組合も利用できる。中小管理会社の加入も見込んでいる。

同社が開発した法務費用保険は保険金として100万円を限度に費用1万1800円で、保険費用(エール少額短期)を支払う。

1は、訴えられた際、商品には「エール少額短期」を限度にそれは200万円、法律相談に直面したときに慌たさに対応できても対応は難しい。保険の詳細は同社ホームページで、http://em-short.jp

応訴に
加えて
提訴時にも利用OK

100人・年間売り上げ50億円以下が対象。管理組合の場合は役員100人以下が対象としている。

保険金額と保険金、保険料の例

	3つのプラン	プレミアムプラン	スタンダードプラン	エコノミープラン
最大支払額 (通算限度額) ※最初の契約日除く ※除くすべての支払額を合計した金額	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
年間限度額 (1年間の保険期間における 総支払額の限度額)	1,000万円	600万円	200万円	
1 事業限度額	500万円	300万円	100万円	
着手金	70%	70%	50%	
手数料・日当	70%	70%	50%	
報酬金	35%	-	-	
法律相談料保険金				
年間限度額 (1年間の保険期間における 総支払額の限度額)	50万円	24万円	10万円	
1 事業限度額	20万円	5.5万円	2.2万円	
月支払い保険料	5万4,000円	2万2,800円	1万1,800円	
	法律相談料保険金を不担保にした場合			
月払い保険料	3万7,800円	1万7,800円	1万円	

法務費用保険金
法律相談料保険金
※同一の保険期間における総支払額の限度額
※同一の保険期間における総支払額の限度額

△加入者のみが対象
企業の場合、従業員
△加入者のみが対象